

## Actus Newsletter



## 働き方改革関連法案成立

政府が今国会の重要施策とさだめていた働き方改革関連法案が6月29日に成立しました。来年4月より順次、新しいルールが施行されていきます。これまで長時間労働への対策を先延ばしにしていた企業も、その対策は待たないとなります。法案の中心である「労働時間上限規制」「高度プロフェッショナル制度」「同一労働同一賃金」を中心に、働き方改革関連法案の全体像についてご紹介していきます。

### ■労働時間上限規制

現在の労働時間法制度、原則として1日8時間、1週40時間を超えて労働者を働かせることは禁じられています。この例外として、労使間で36協定を締結し、労働基準監督署に届出ることによって、原則を超えて働かせることが認められています。この36協定において、さらに繁忙期において適用できる特別条項を設定する場合、労働時間の上限がなくなり、過重労働につながるものが問題視されていました。今回の改正で**特別条項に上限が設けられ、違反した場合には罰則が適用される**こととなります。

原則の限度時間	1日8時間、1週40時間
36協定の限度時間	月45時間、年間360時間（1年単位の変形労働時間制の場合は月42時間、年間320時間） ※従来の基準を法律条文に格上げ
特別条項付36協定の限度時間	①1年720時間（月平均60時間） ②単月では <b>法定休日労働を含み100時間未満</b> ③2ヶ月～6ヶ月それぞれの月平均では <b>法定休日労働を含み80時間以内</b>
罰則	上記②、③に違反した場合は、6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金
施行日	大企業 2019年4月 中小企業 2020年4月

### ■高度プロフェッショナル制度

一定の要件を満たした高度専門人材については、**本人の同意を条件に、労働時間の規制対象から除外とする**新しい制度が高度プロフェッショナル制度です。高度プロフェッショナル制度は、働いた時間ではなく、その成果で評価することとなります。

対象業務	金融商品の開発業務、金融商品のディーリング業務、アナリストの業務、 コンサルタントの業務、研究開発業務 ※詳細は今後省令で定める
対象労働者	①使用者との書面合意で職務範囲が明確に定められ、かつ、その範囲内で労働する ②年収が <b>1,075万円</b> 以上 ※本人の意思で <b>同意の撤回</b> が可能
適用除外範囲	労働基準法第4章に定める労働時間、休憩、休日および <b>深夜の割増賃金</b> に関する規定
健康確保措置	対象労働者の健康確保のために、以下の3つ措置を取ることが必要になります。 ①健康管理時間（事業場内にいた時間＋事業場で労働していた時間の合計）の把握 ②年間104日以上かつ、4週を通じ4日以上以上の休日の確保 ③以下いずれかの措置 a 勤務間インターバル制度の導入および深夜労働の回数の制限 b 1ヶ月または3ヶ月での健康管理時間の上限設定 c 1年に1回以上の継続した2週間以上の休日の付与 d 健康管理時間が週40時間を超える時間が月80時間を超えた場合、または本人から申し出があった場合の健康診断の実施
施行日	2019年4月

## ■同一労働同一賃金

同法案では、事業主に短時間・有期契約労働者に対する、**正規雇用労働者と比較した不合理な待遇、または差別的取扱いを禁じ**、「均衡待遇」と「均等待遇」を確保すると共に、**待遇の相違等に関する説明義務**を求めています。この同一労働同一賃金については、これを争点とした判決が6月1日に最高裁において言い渡されました（ハマキョウレックス事件、長澤運輸事件）。今後は最高裁判決も踏まえながら、正規雇用者と契約社員との処遇を考えていくことが求められます。

	不合理な待遇禁止	差別的取扱い禁止
判断基準	①職務の内容(業務内容および責任の範囲) ②配置変更・転勤の有無および範囲 ③その他の事情	
判断のポイント	個々の待遇の性質・目的、事情を考慮して、不合理か否かを判断	①と②が通常の労働者と同一かどうかで判断

## ■その他の改正案

働き方改革関連法案では、他にも次の事項が成立、施行を予定されています。なかでも、「年次有給休暇の年5日取得義務」「月60時間超の時間外労働の割増率引上げ」については、中小企業を中心に影響が大きい内容となりますので、早めの対応が必要となります。

法改正項目	概要	施行日
年次有給休暇の年5日取得義務	年10日以上有給休暇が付与される労働者について、時季を指定して <b>年5日</b> の取得が義務となる	2019年4月
フレックスタイム制の見直し	フレックスタイム制の清算期間の上限を1ヶ月から3ヶ月に延長する。	2019年4月
月60時間超の時間外労働の割増率引上げ	中小企業に対する割増賃金率引上げの猶予を廃止し、月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金を <b>50%以上</b> とする	2023年4月
長時間労働者の医師の面接指導の見直し	長時間労働者の医師面接指導の基準を、時間外労働月100時間から月80時間に引下げる。	2019年4月
労働時間の状況把握の実効性確保措置	管理監督者を含む全ての労働者に対する労働時間の把握を、現認や客観的手段によることを義務化する。	2019年4月
限度基準適用除外見直し	自動車運転業務、建設業務、医師等に対する時間外労働の限度基準適用除外についての見直しを行う。	2024年4月
勤務間インターバル(努力義務)	前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に一定時間の休息の確保を行う勤務間インターバルの導入が努力義務とされる。	2019年4月



アクタス社会保険労務士法人  
アクタスマネジメントサービス(株)

【 URL 】<http://www.actus.co.jp>

【 MAIL 】[info@actus.co.jp](mailto:info@actus.co.jp)

【赤坂】〒107-0052 東京都港区赤坂3-2-12 赤坂NOAビル2F  
TEL:03-3224-8888 FAX:03-5575-3331

【立川】〒190-0012 東京都立川市曙町2-34-13 オリニック第3ビル5F  
TEL:042-548-8001 FAX:042-548-8002

【荒川】〒116-0002 東京都荒川区荒川3-21-2-105  
TEL:03-3802-8101 FAX:03-3805-2070

【大阪】〒550-0002 大阪市西区江戸堀1-9-1 肥後橋センタービル7F  
TEL:06-6449-8682 FAX:06-6449-8683